

船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件

目 次

1章 本会の業務	1
1.1 日本海事協会	1
1.2 船級登録	1
1.3 設備登録	1
1.4 船舶の船級及び設備登録に関する注記	1
2章 業務提供の条件	2
2.1 一般	2
2.2 検査の実施方法	2
2.3 独立性	2
2.4 機密保持	2
2.5 解釈	3
3章 責任	4
3.1 責任	4
3.2 補償	4
3.3 補償請求	4
4章 準拠法及び裁判管轄	5
4.1 準拠法及び裁判管轄	5
5章 雑則	6
5.1 品質システムの監査	6

船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件

1章 本会の業務

1.1 日本海事協会

一般財団法人日本海事協会（以下、「本会」という）は、船舶（浮揚機器及び固定され又は浮揚している構造物を含む。以下同じ。）に関する諸般の事業の進歩発達を図り、海上における人命及び財産の安全を期すことを目的として設立された船級協会であり、その主たる事業は船舶の船級登録及び設備登録である。

1.2 船級登録

-1. 船舶の船級登録とは、船舶が所期の業務に従事できるようにすることを目的として、以下の事項に関する規則（「規則」という）を開発、出版し、これを本会による検査を通じて世界的に適用・実施することである。

- (1) 船体及び船体付加物の全ての主要部分の構造強度及び水密性
- (2) 船舶の推進装置及び操舵装置並びにその他の重要な機器、システムの安全性及び信頼性

-2. 船舶が所期の業務に従事できるという目的の達成には、船舶が規則に常時適合していること及び船舶所有者による適切な保守・運航が行われていることが必要である。

規則に適合していることは、公刊されている本会の *Register of Ships* に当該船舶の船級符号を記載することにより明示する。

1.3 設備登録

船舶の船級登録と併せて、本会は設備登録を行う。設備登録は、本会に登録された船舶に設置され、かつ、本会が登録を適当と認める設備について、船舶の船級登録と同じ考え方、手続き及び条件で行う。

1.4 船舶の船級及び設備登録に関する注記

-1. 規則に従って建造された船舶又は規則に従って製造され、かつ、船級船に設置された設備について、本会はそれぞれ船級符号又は設備符号を付与し、本会の船級登録原簿又は設備登録原簿に登録する。

就航船舶及びその設備については当該船舶又は設備の現状が規則に適合していることを確認するため、本会検査員が規則に従って定期的に検査を行い、本会はこれに基づいて船級又は設備の登録を維持する。検査と検査の間に、当該船舶又は設備に重大な欠陥が発見されたときあるいは損傷を蒙ったときは、船舶所有者はこれを本会に遅滞なく通知し、又船級もしくは設備の登録に影響を与えるような改造をするときは、その計画について事前に本会の承認を得なければならない。

-2. ある船舶について、その船級登録又は設備登録が維持されているということは、当該船舶又は設備が規則に適合していると本会が判断しているということである。

-3. 前-1.及び前-2.にかかわらず、本会及び本会船級船の社会的信用を棄損する若しくは悪影響を及ぼすと本会が判断した場合、又はその他本会が船舶の船級登録及び設備登録が適当でないと判断した場合、船舶の船級登録及び設備登録又はそれらの維持を認めないことがある。例えば、以下のような場合を含む。

- (1) ある船舶の船級登録又は設備登録によって、監督官庁その他の政府又は公の機関が、その法令等に基づき、本会に対してその業務に重大な影響を及ぼす制裁、禁止、制限等の措置を課したとき、又はそのおそれがあると本会が判断したとき
- (2) 船舶又は設備が規則に常時適合していること及び船舶所有者による適切な保守・運航が行なわれていることに疑いがあると、検査を実施した結果、規則に適合していないと本会が判断したとき

2 章 業務提供の条件

2.1 一般

2.1.1

以下に定める条件は、船舶の船級登録及び設備登録に関連して本会が提供する一切の業務、情報又は助言に適用し、本会がこれらの業務に関連して締結する全ての契約その他の取決めの一部をなすものとみなす。

2.1.2

本会は、業務の実施に際しては、十分な注意をはらい、且つ専門家としてそれにふさわしい方法で行う。

2.1.3

業務、情報又は助言の提供は、規則の規定に加え、次の条件を前提としてこれを行う。

- (1) 船舶又は設備が、検査と検査の間の全ての期間を通じて船舶所有者の責任において、一般に行われる方法により又規則に適合して、適正にこれを保守し又運航・操作されていること。
- (2) 船舶の船級登録又は設備登録に影響があると考えられる事故又は事実が発生した場合は、船舶所有者の責任において本会の必要な検査を受けること。
- (3) 本会検査員が検査を行った後に発行する船級登録又は設備登録に関する文書は、当該検査が実施された時点での船舶又は設備の状態を示すものであること。
- (4) 船舶の船級登録又は設備登録並びにこれらに関連して本会が発行する文書又は提供する情報もしくは助言は、規則への適合性を示すものであって、規則の定める事項を超えてその耐航性、構造強度・水密性・品質又はある特定の用途・航路に対する適合性を証明、表明又は保証するものではない。又、これらの文書、情報又は助言は、本会及び本会への依頼者又は正当に権限を付加された者が使用するためのものであり、それ以外の第三者の使用に供するものではない。

2.1.4

この業務提供の条件又は本会が業務提供に関連して発行する文書又は提供する情報もしくは助言のいかなる記述も、造船所、船舶所有者、運航者又はその他の者が本来負うべき製品保証その他の契約上の義務又は過失を免責するものではなく、又第三者に対していかなる求償、賠償その他の請求権を付与するものでもない。

2.1.5

本会が提供する業務の手数料及び経費の支払い期日は、請求書発行の日から 30 日以内とする。支払いの遅滞の場合は、年 5%の割合による遅延損害金を申し受ける。

手数料及び経費は、船級登録又は設備登録の付与、維持又は削除の如何にかかわらずこれを申し受ける。

2.2 検査の実施方法

本会検査員が行う試験、検査の実施方法は、本会がこれを決定する。

2.3 独立性

本会又は本会の役員、職員、代理人、もしくは下請負人は、造船所、船舶所有者、運航者、用船者又は保険業者その他いかなる者からも影響を受けることなく、独立した立場で前 2.1.1 に定める業務を行う。

2.4 機密保持

-1. 本会に提供された全ての文書及び情報は機密のものであり、当該文書又は情報を提供した者が事前に同意した場合を除き、提供された目的以外の目的のためには開示しない。本会検査員が実施した検査結果は、同様に機密の取り扱いとする。ただし、文書、情報又は検査結果の内容若しくは写しは、遵守すべき法規上の要求、裁判所からの命令、訴訟手

続き又は船籍国及び寄港国の要請がある場合に開示する。

なお、次に掲げる情報は公開情報とし、機密保持の対象とはしない。

- (1) *Register of Ships* に記載されているもの（定期的検査の指定日を含む）
- (2) 船級登録の移動，変更，停止又は消除
- (3) 前(2)の事項に関連して付加された船級登録に係る条件，指定事項等

-2. 前-1.にかかわらず，船体構造又は機関システムの重大損傷情報を，IACS 加盟協会及び当該損傷に関わる船級協会（以下、「関連船級協会」という。）間で共用し，同様の損傷発生を未然に防止することを目的とする Early Warning Scheme (EWS)において，本会は，当該損傷に関連する技術情報を，関係者の事前の同意が得られたものとして関連船級協会へ開示することがある。ただし，本会以外の知的財産となり得る図面は開示しない。なお，関連船級協会へ技術情報を開示した場合には，本会は関係者にその詳細を書面にて通知する。

2.5 解釈

この業務提供の条件，規則及び本会が発行する文書又は提供する情報もしくは助言の効力，適用及び解釈は，本会がこれを決定する。

3 章 責任

3.1 責任

-1. 本会又は本会の役員、職員、代理人もしくは下請負人は、業務、情報又は助言の提供の際の作為、不作為又は過失に起因して何人かが蒙った損失、損害又は費用について、いかなる責任も負わない。本会又は本会の役員、職員、代理人もしくは下請負人は、提供した情報又は助言に少しの過誤もないことを保証するものではない。

-2. 本項は、コンピュータの日時情報の変更に関し、本会の業務提供の責任に関する疑義を明確にする目的で定められたものである。本会の提供する業務には、コンピュータのハードウェア、ソフトウェア、マイクロチップ、内蔵のデータ、その他電子情報機器又はシステムが、それらの作動又は機能を失うことなく日時情報の変更を処理する能力を有するか否かを確認する為の、いかなる検査・試験も含まない。本会は、船級登録、設備登録、証書並びに証明書等の発行及びそれらの維持、船舶、機関、材料、機器等の検査に関して本会が提供する業務において、コンピュータのハードウェア、ソフトウェア、マイクロチップ、内蔵のデータ、その他電子情報機器又はシステムが、それらの作動又は機能を失うことなく日時情報の変更を処理する能力を有していることを保証するものではない。また、本会は、日時情報の変更処理に起因する上記の機器、装置、ソフトウェア、システム等の作動又は機能の喪失によって発生したいかなる損失、損害、費用についても責任を負わない。

-3. 規則に適合する船舶の建造又は設備の製造には第三者の有する特許権その他の知的財産権（以下、「知的財産権」という）の使用が必要となる可能性がある。本会は、船級登録、設備登録、証書及び証明書等の発行並びにそれらの維持、船舶、機関、材料、機器等の検査に関して本会が提供する業務において、船舶、機関、材料、機器等が第三者の有する知的財産権を侵害しないことを保証するものではない。本会は、第三者の有する知的財産権の使用に起因して何人かが蒙った損失、損害又は費用について、いかなる責任も負わない。

3.2 補償

前 3.1-1.項の規定にかかわらず、船舶所有者その他本会への依頼者の蒙った損失、損害又は費用が本会又は本会の役員、職員、代理人もしくは下請負人の過失による作為又は不作為、又は提供した情報又は助言に存在した過誤に起因することが立証されたときは、本会は、当該業務、情報又は助言に対して本会が請求し、かつ受領した手数料の金額を限度として、立証された損失、損害、又は費用を補償する。

3.3 補償請求

前 3.2 項に規定する損失、損害又は費用の補償請求は、当該業務、情報又は助言が最初に提供された日から 6 ヶ月以内に本会宛に書面で行わなければならない。この期間内に補償請求がなされなかったときは、いかなる補償請求権も放棄されたものとみなす。

4章 準拠法及び裁判管轄

4.1 準拠法及び裁判管轄

この業務提供の条件は、日本の法律に準拠し、これに従って解釈するものとする。全ての紛争は、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする裁判により、日本の法律を適用して解決するものとする。

5章 雑則

5.1 品質システムの監査

本会に対する品質システムの監査が本会検査員の検査に関し、船舶、造船所あるいは製造所において行われることがある。監査員がこのために船舶、造船所あるいは製造所に立ち入る場合には、その所有者に対し了解を得るために事前に連絡する。